

中世武家書札礼の変遷

——書札礼書の分析を中心に——

池 西 香 里

はじめに

書札礼とは、書札(書状)を認める際の礼儀である。史料上にみられる書札礼の語は、表題では「書札礼付故実」、内容では「弘安礼節」が初見であり、『国史大辞典』¹⁾は、書札礼を以下のように説明する。

書札(書状)をはじめ、院宣・繪旨・令旨・御教書などの広く書札様文書を作成するに際して守らなければならない儀礼(書札)と故実をいい、またそのことについて述べた書物も書札礼と呼んでいる。(傍点筆者)

このように『国史大辞典』では、「書札」と「故実」だけでなく、「そのことについて述べた書物」までを書札礼の範囲に含んでいるが、これは、手紙の書き方について述べた書物が『手紙の書き方』と呼ばれることと同じである。本稿においては、「書札・故実」と「そのことについて述べた書物」を厳密にわける必要があるため、「書札・故実」を書札礼、「そのことについて述べた書物」を書札礼書と区別して、論を進めていきたい。なお、書札礼書については、史料上には「書札作法抄」「書札抄」「書札之次第」などさまざまに題されているのがみえ、定まった名はないようであるが、書札礼を記した「書」ということで、本稿では、書札礼書で統一したい。²⁾

書札礼の研究には、古文書の様式としての研究や、現存の発給文書を基に書札礼を検討したもの、特定の書札礼

書を掘り下げたもの、「花押・草名」「礼紙」など書札礼の一部を検討したものなど、すでにいくつかの成果が存在する^③。

また、複数の書札礼書を比較検討した研究としては、国語学の橘豊氏、真下三郎氏の研究、古筆学の小松茂美氏の研究が有名である^④。ところが、この方面における歴史学からのアプローチは、マルクス・リュッターマン氏の興味深い研究がわずかにみられるものの^⑤、実はあまり多くない。さらには武家の書札礼に関する研究そのものについても、公家書札礼のそれと比べて、数が多くないことが指摘されているのが現状である^⑥。中世末期～戦国期にかけては、書札発給量の著しい増加がみられる時期であるが、この増加の過程を考えるにあたり、中世武家書札礼を解明すること、及び、それを用いた書札作成者層を解明することは、重要な意味を持つのではないだろうか。その第一歩として、本稿の意義が存在するのではないかと期待する次第である。

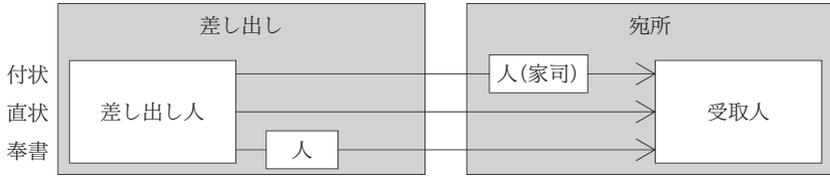
そこで、本稿では、書札礼書に「凡如此事、古今事異、隨時宜歟」（「貴嶺問答」）、「古へ関東ヤクニハ。スベテ如此ハナカリシ事也」（「書札作法抄」）と表現される書札礼の変遷に着目し、書札礼書の比較分析を通して中世武家の書札礼を再確認したいと考える。あわせて、書札礼を用いたであろう中世武家の書札作成者層像についても検討をおこないたい。

第一章 差し出し方の書札礼―付状と直札

本章では、書札礼書における基本的な項目である差し出し方について、書札礼書上の表記を確認したい。なお、今回の検討に用いた書札礼書の一覧については、別表①にまとめた^⑦。

書札の差し出し方に関しては、間接的・直接的の大きく二つに分けることができる。宛所を間接的にする書札を「付状」「披露書」「伝奏書」「披露状」といい^⑧、差し出しを間接的にする書札を「奉書」という^⑨。これに対して、

別表②



宛所・差し出しともに直接的である書札を「直札」という。図にすると別表②のようになる。宛所・差し出しを間接的にするか、直接的にするかの選択は、宛所と差し出しの関係に由来し、身分や付き合いに距離があるほど、間接的になる。¹⁰⁾

では、まず「付状」について、書札礼書にどのように表現されているか確認しよう。

- ① 「直二名ヲ不書程ノ人ニハ。人々御中。若ハ祇候ノ人ノ名ヲ書様有也（中略）祇候ノ人ノ名ハ。専主君師匠上臈二用之。」「其奏者我ヨリモ上臈ナラバ。恐惶ト可書也。」（「消息耳底秘抄」）
- ② 「宛所之事。主ノ方へ遣進スルヲハ主ノ名ヲ不可書也。」「祇候ノ人ノ名ヲ書事能敬時ノ事也。」（「玉章秘伝抄上巻」）
- ③ 「あまりに。上臈□に遣状にハ。中々進上恐惶書事もいかゝにて候。御内祇候の人々或ハ政所に向て。謹上某殿へ。何かしと書候か能候也。文章ハ殿中以便宜可有御披露候。可得其意候など、可書候也。」（「今川了俊書札礼」）
- ④ 「家人ノ名字ヲ書事ハ至極敬タル儀也。主人親師匠ノ外ハ書ヌ事也。」（「書札作法抄」）
- ⑤ 「可敬人ノ事。師匠主君親ニ進スル状ニハ。必ス祇候ノ人ノ名ヲ可書。」「敬ニハ在所名ヲ書也。或ハ其ノ人ノ祇候ノ人ノ名字ヲ可書。」（「玉章秘伝抄下巻」）
- ⑥ 「あて所次第の事。第一賞翫は家人の名字を書。是を付状と云。」「すべて主人に不限。敬べき方には其家人の名を書べし。家人と等輩ならば可存等同禮也。」「人の被官主人の傍輩の方へ書状を遣候時。文章いかにもみんぎんに書て。留等ハ此等之趣可有御披露候恐々謹言と書べし。」（「宗五大帥紙」）

このように「付状」では、書札を「祇候ノ人」「家人ノ名字」などに付けることで宛所を間接的にしたうえ、文中で披露を依頼し、「恐惶謹言」「恐々謹言」などの挨拶語をつける、というのが基本である。挨拶語は宛所となる人によって、

① 「我ヨリモ上臈ナラバ。恐惶」（「消息耳底秘抄」）
 ② 「家人と等輩たらば可存等同禮也」（「宗五大艸紙」）

と、使い分けている。「付状」という語は、書札を「祇候の人」「家人の名」「家司の名」に付けるところからきていると考えられる。

対して、宛所に本人の名前を直接書く書札を「直札」という。書札礼書では、

① 「清花并公卿殿上両様之御衆。（中略）此御人数へは大略直札たるべし。」（「細川家書札抄」）
 ② 「撰家江之書状之事。直札にてはあるべからず。」（「大館常興書札抄」）

などが確認できる。

また、「付状」「直札」の別の表現としては、

① 「てんそうかき也、自かきあり」（「佐竹之書札礼之次第」）
 ② 「京・関東御所様江傳奏かき」（「佐竹書札私」）
 ③ 「伝奏書也」（「里見家永正・元亀中書札留拔書」）

などもみられる。

「佐竹書札私」では「京・関東御所様江傳奏かき」として、それぞれ「大館左衛門佐」「築田中務太輔」へ披露を依頼しており、「里見家永正・元亀中書札留拔書」では「伝奏書」の宛所とされる小田・宇津（都）宮・佐竹への書札が、それぞれ菅谷・芳賀・江戸を宛所に行っているのので、「伝奏書（てんそうかき）」は「付状」のことである。

「てんそ(さ)う」「傳奏」「傳そう」(「佐竹之書札礼之次第」「佐竹書札私」)、「伝奏書」(「里見家永正・元龜中書札留抜書」という語は、他の書札礼書ではみられないため、使用の時期や地域が限定された語の可能性もある。このあたりの詳細は、今後の課題としたい。なお、「てんそうかき也、自かきあり」と並べて書かれている「自かき(書)」は、「直札」のことであろうと思われる。

以上が、書札礼書に確認できる差し出し方の書札礼である。

第二章 書き止め文言・上所の変化―「片敬」表現の出現

本章では、書札礼書における基本的な項目である、書き止め文言・上所の変化と、室町期に新たに出現した「片敬」表現について検討したい。なお前章と同じく、今回の検討に用いた書札礼書の一覧については、別表①を参照されたい。

書き止め文言とは、文面の最後を結ぶ語である。礼の厚薄については、江戸時代に成立した「貞丈雜記」巻九が詳しいので引用する。^①

状の止所の詞、弘安礼節に七段あり、一に某頓首誠恐謹言某ノ所ハ名、乗をかく也、二に某誠恐謹言、三に某恐惶謹言、四に恐惶謹言、五に恐々謹言、六に謹言、七に之状如件

このように「貞丈雜記」では、最も礼が厚い礼として「名乗十頓首十挨拶語」、次に「名乗十挨拶語」と続き、「挨拶語」の順で薄礼となる。挨拶語にも礼の厚薄があり、礼の厚い順から「誠恐謹言」「恐惶謹言」「恐々謹言」「謹言」と続き、挨拶語なしの「之状如件」が最も薄礼である。概ね他の書札礼書も同様であるが、「誠恐謹言」や「頓首」については、「書札作法抄」が、

誠恐誠惶頓首某言上ナド書事皆公家ノ書札也。武家ヤウニテハ不可書。

と記すように、武家ではあまり使用されなかつたようである。武家で使用されたのは、主に「恐惶謹言」「恐々謹言」の二つであり、これは現存の発給文書からも確認できるところである。

次の上所について確認する。上所は、宛所の上につけられる「進上」「謹々上」「謹上」の語のことである。用例を「消息耳底秘抄」から参照する。

一 消息上所差別事。

問云。謹上ハ等同ノ人ノ許。謹々上ハ今少立上テ可敬人也。進上ハ如法ノ可敬人也。

つまり、上所に用いられる語は、礼の厚い順から「進上」「謹々上」「謹上」と続き、上所がないものが最も薄礼である。ところが、このうちの「謹々上」は主に公家で使用されたものであり、鎌倉時代末期成立の「玉章秘伝抄上巻」に、

一 問。進上謹上謹々上此三ノ差別如何。

答。仰云。進上ハ至極ノ敬也。謹上ハ等輩也。謹々上ハ卿思ニシタラン人ノ許ヘ書之。(後略)

とみられるのを最後に、武家の書札礼書からは姿を消してしまう。¹²⁾

では、なぜ「謹々上」は武家の書札礼から消失したのであるうか。その問題を検討する前に、「進上」と「謹上」の使い分けについて確認しておきたい。別表①にまとめた書札礼書をもとに、宛所による「進上」「謹上」の使い分けについて別表③を作成した。

別表③のとおり、「進上」は一貫して「至極の敬」であり、高位者、主人、父、師匠などが宛所として想定されている。ただし、一部に例外があつたようで、「消息耳底秘抄」では、

進上ト書コトハ。主師父等ノ三人ニ可書之。名所若ハ候スル人ノ名ヲ表書ニスル様アリ。

とする一方で、

別表③

消息耳底秘抄	「進上ト書コトハ。主師父等ノ三人ニ可書之(中略)恐惶謹言ト可書也」「進上ハ如法ノ可敬人也」	「謹上ハ等同ノ人ニ可用之」「謹上ハ等同ノ人ノ許」 「又少下ザマノ人ニモ謹上書コト常コト也」
書札礼	「進上謹々上。恐礼也」	「謹上。等同之礼」
玉章秘伝抄上巻	「進上ハ至極ノ敬也」	「謹上ハ等輩也(中略)或人云。公家之作法至極之所へ謹上カ、レタル例少ハ有之也」
書札作法抄	「畏言上恐惶謹言進上ナド書事ハ。主君師匠親父ニ書也。但主君ノ兄弟伯父小師等ニモ書ドモ。ソレハ少行草ガカリテ書也。其外奉行人ハ。頭人上衆ニモ進上恐惶ト書」	
今川了俊書札礼	「われよりも敬人の許への状にハ。進上と書候」 「三位以上の人の許への書札ハ。進上と可書」	「同ほとの人の方の状にハ。謹上某殿とかきて」
麒麟抄増補	「進上。敬言」	「謹上。等輩也」
三議一統大雙紙	「進上と書て恐惶謹言と。真に書より外うやまふ書礼」	「同輩ならば謹上と書」
書大跡	「進上者对上之礼」	「謹上者等輩礼也」
大館常興書札抄		「我より上へも下へも又同輩へもわたりての書様」
宗五大帅紙	「進上ハもとより至極の敬」「進上ハ主人父師匠等。特に敬人に書之」「奉父許状。進上人々御中某上。或は進上某殿と書べし」	「恕じて謹上は。ちと敬方へも等輩へも又さがりたる方へも書也」
伊勢加賀守貞満筆記		「謹上書の事。武家には肝要之様申習し候。我よりも上手へも。又等輩へも。又下手へも書之候也。たとえは上手の方へは。謹上を真字に書。等輩へはさのみ真にもなく。又下手へハ草字也」「書札の事は。謹上書にきはまりたる由」
書簡故実	「進上と書事。父主君師匠に対して書て」	「縦ハ謹上(真)墨黒く書て上輩へ。謹上(行)ハ等輩へ謹上(草)下輩へ」※

※同じ「謹上」という文字が真(楷書)行(行書)草(草書)で書き分けられている。

一 進貴人文事

進上ト書ハ直ニ進儀也。恐アルコトカ。謹上何殿ト奏者ノ名ヲ書也。進上ト書ケバ。直ニ争御文ヲ可進ト御咎メアルコト也。

の一条がみられる。「進上ト書ケバ。直ニ争御文ヲ可進ト御咎メアルコト」であるから、宛所には「奏者ノ名」を用い「謹上」を使用することを勧めているのである。このような注記は他の書札礼書にもみられる。

① 「進上ト書テ直ニ誰殿ト名字ヲ書事尾籠也。近衆名書也。是ハ師匠主君之義也。但依人ノ位ニ直ニ書モ有之。」（「玉章秘伝抄下巻」）

② 「進上ハ主人父師匠等。特に敬人に書之。但主君に進上の字ハ無便と云義あり。其故ハ進上と書つれば。直に献状の義也。すべて主人に不限。敬べき方には其家人の名を書べし。」（「宗五大帥紙」）

③ 「進上と書事。父主君師匠に対して書て。但進上とかけハ。直札の心へたるによりて。家司の名を書事常之義也。」（「書簡故実」）

このように、「進上」は、高位者、主人、父、師匠などへの最厚礼の上所でありながら、「直札」の意味合いが含まれるため、より敬意を表す際には使用をさけ、近衆・家司の名に付ける「付状」を選択するべき、という使用における注意が必要な上所であった。

次に「謹上」であるが、こちらは文明年間（二四六九〜一四八七）に成立した「書大躰」までは、「等同」「等輩」への礼であったことが別表③から確認できる。しかし、永正・大永年間（二五〇四〜一五二八）成立の「大館常興書札抄」では、「我より上へも下へも又同輩へもわたりて」使用できる礼に、大永八年（一五二八）成立の「宗五大帥紙」では、「ちと敬方へも等輩へも又さがりたる方へも」使用できる礼となり、その後の、天文二年（一五三三）成立の「伊勢加賀守貞満筆記」では「書札の事は。謹上書にきはまりたる」となった。

この「謹上」の使用範囲の変化、及び、前述の「謹々上」の消失に係るものが、「片敬」と呼ばれる「進上」と「謹上」の間を埋める新しい書札礼である。以下に詳しくみてみたい。

書札礼書における「片敬」の語の初出は、室町時代初期成立の「書札作法抄」「今川了俊書札礼」である。時期的には、鎌倉時代末期成立の「玉章秘伝抄上巻」以降みられなくなった「謹々上」と入れ替わる形での出現である。なお、「片敬」を『日本国語大辞典』で引くと、

かた「けい」【片敬】《名》

江戸時代、親戚の間からある大名の挨拶、書状などで、敬称を一方だけが他方に対して用いること。へんけい。↑諸敬(もろけい)・両敬

とあるが、これとは全く異なる語である。今回検討する「片敬」は、「書札作法抄」に「片ウヤマヒ」とあるので、読み方はおそらく「かたうやまい」である。では「片敬(かたうやまい)」とはどのようなものか。「今川了俊書札礼」は、以下のように説明する。

進上の時ハ恐惶謹言と書候。謹上の時ハ。恐々謹言たるへく候。少敬殿にハ。進上恐々とも書候。片敬の書札と申候なり。

このように「今川了俊書札礼」では、「進上(厚礼)」+「恐惶謹言(厚礼)」、「謹上(やや薄礼)」+「恐々謹言(やや薄礼)」という一定の決まりを示した上で、「少敬殿」に対しては「進上(厚礼)」+「恐々謹言(やや薄礼)」を用いて「片敬」としている。接頭語の「片」には「不完全な」という意味があるため、この一部の礼が格下げられている状態をして「片敬」と呼んでいるようである。⁽¹³⁾

「書札作法抄」では「片敬」として「今川了俊書札礼」と同じく「進上ト書テ恐々謹言ト書」を挙げた以外にも、恐惶ト書テ。タゞ内封ナドニシテ人々御中ト書。

が挙げられている。内封は略式の封であり、やはり、ここでも一部の礼が格下げられている。

このような「片敬」の表現は、武家用書札礼において広く用いられたとみえ、「片敬」の語こそはみられないものの、「三議一統大雙紙」においても、

賞翫も常の貴人へは。(中略) 恐々謹言と書たらハ。人々御中と書へし。是を敬とも申なり。

という、やや薄礼の「恐々謹言」に対して厚礼の「人々御中」を用いた例が挙げられる。また、

① 「謹上も等輩といへども。謹上と書て人々御中とあれば敬也。」(「宗五大艸紙」)

② 「謹上と書たるにも。一段賞翫の方へは。人々御中と書たる事も常に有之。」(「伊勢加賀守貞満筆記」)

という、やや薄礼の「謹上」+厚礼の「人々御中」の例もみられる。おそらく、この「片敬」が広まった結果として、「進上」と「謹上」の間の礼であった「謹々上」が使われなくなっていたと考えられるのである。

なお「片敬」の礼をあらわす対象者としては、

① 「智に成。外戚に成。多ほしおやにて候にハ。此方よりハ片敬の書札可然候。」(「今川了俊書札礼」)

② 「片ウヤマヒトテ。俗ニハ主ノ一族。或ハラヂ兄。又ハシウト。又タゞノ人ニモ。主人ニテハナケレドモ。

大禮ライタスベキ人。」(「書札作法抄」)

などが規定されており、厚礼を以て遇すべき君親師に次ぐ人物が主な対象のようである。ただし、「宗五大艸紙」などは「伯父の方への書札。親の方へと同前たるべし」としており、伯父||片敬といった単純なものではなく、「書札作法抄」が、

片敬ノ書札ハ家々ニ定マレル体ハスベテナシ。タゞ其義理ニヨルベキ事ナレバ。尤書札ノ一大事也。

と表現するように、個人の関係性に基づく礼の表現として使用されたと考えられる。このことから、官位などの社会的立場に基づいて公家の書札礼がある程度規定されていたのに比べて、より複雑な関係性のなかで武家の書札礼

が使用されていたことがわかる。

さらに時代が下がり戦国期の書札礼書になると、敬意表現は一層複雑になる。宛所ごとの注意書として、

① 「殿ヲ被書ハ返事ニも殿ヲかゝる候」(「佐竹之書札之次第」)

② 「御在名をかゝるれハ御在名」(「佐竹書札私」)

③ 「文章ニ者上中下依時氣ニ聊用捨可有之也」、「世上之浮沈時氣可有見合歟」、「里見家永正・元亀中書札留拔書」

などの細かい注意書がみられるなど、差し出しと宛所の間に定まった礼が存在しながらも、その時々々の状況や相手の書札礼に応じて、臨機応変な対応が行われていたことがうかがえる。このように、書き止め文言・上所は、公家と武家の関係性の差異に応じるかたちで変化していったのである。

第三章 脇付の変化―書札礼の厚薄の逆転現象

本章では、書札礼書における基本的な項目の一つである、脇付の変化を通して、書札礼の厚薄の逆転現象を確認する。前章と同様に、検討に用いた書札礼書の一覧については、別表①を参照されたい。

脇付とは、宛所の下につける「人々御中」「御宿所」「進覧候」「進之候」などの語である。¹⁵⁾ 検討に用いた書札礼書のうち、脇付について別表④を作成した。特に礼の厚薄が読み取れるものには、順位をあらわす数字を付けてある。なお、脇付のないものを「打付書」といい、これは最も薄礼である。¹⁶⁾

脇付のなかで出現時期の早いものとして、「人々系」「宿所系」がある。以下に書札礼書から例を挙げる。

① 「直ニ名ヲ書タルガ恐アル間。上所ノ注ニ御侍トモ政所トモ宿所トモ書ハ常事也。」「書居所事。直ニ名ヲ不書程ノ人ニハ。人々御中。若ハ祇候ノ人ノ名ヲ書様有也。」「(「消息耳底秘抄」)

別表④

大館常興書札抄	常照愚草	家中竹馬記	足利政氏書札礼	喜連川書札礼	細川家書札抄	玉章秘伝抄下巻	三議一統大雙紙	今川了俊書札礼	書札作法抄	弘安礼節	玉章秘伝抄上巻	書札礼	消息耳底秘抄						
① 祇候之諸大夫						祇候ノ人	① 家つかさ名 ① 伺公の人	祇候の人々 (政所) 謹上某殿	家人ノ名字	① 家司名	① 私候ノ人ノ名	祇候人名	奏者ノ許 祇候ノ人ノ名	祇候人名	付状				
② 参人々御中 人々御中	人々御中	人々御中	人々御中	人々御中	人々御中	御近衆	② 人々御中 仁々御言	人々御中	人々御中	② 人々御中	③ 人々御中	人々御中	人々御中	人々御中	人々系	付状に進ずる脇付			
						在所ノ名	③ 在所の名 ③ 小路の名	居候所の名 小路名		③ 居所	② 小路名	居所名	居所 (内者・同輩)	御侍 政所 宿所	居所ノ小路名				
④ 参御宿所 御宿所	御宿所	御宿所	御宿所	御宿所	御宿所	御館	御館	御館	御宿所	御宿所	御宿所	御宿所	宿所	宿所系					
③ 参進覧候 進覧候	進覧	進覧候	進覧候	進覧	進覧候									進覧系	直札の脇付				
⑤ 進之候	進し	進し候	進之候	進之候	進之候			進之候						進之系					
⑦ 打付書				打付書										打付書	脇付なし				

宗五大帥紙	① 家人の名	② 人々御中	③ 小路名 居所	④ 御宿所	⑤ 進覧之候	※ ² ⑥ ⑦ 進之候	⑧ 打付書
伊勢加賀守貞満筆記	① (付状)	② 参人々御中 人々御中		④ 参御宿所 御宿所	③ 参進覧之候 進覧之候	⑤ 進之候	⑥ 打付書
安富元盛武家書札札写				御宿所	進覧之候 進覧	進之候 進之	打付書
證如上人方々へ被遣宛 名留		参人々御中 人々御中		御宿所	進覧之候 進覧候 参進覧	進之候	
佐竹之書札之次第	(伝奏書)	参人々御中 参人々 御館人々御中					そはかきなし
佐竹書札私	(伝奏書)	参人々御中 人々 人々御中 人々	在名	御宿所			そはかきなし
里見家永正元亀中書札 留拔書		参人々御中 人々御中 人々御中		参御宿所 御宿所			
足利義氏等書札札		人々御中					
書簡故実	① 其内の被官人 ① 家子	② 人々御中		④ 御宿	③ 進献 ③ 進覧	⑤ 進之候	⑥ 打付書

※「付状」は脇付ではないが、優劣を明らかにするために含めてある。

※² ⑥「高々と進之候・文字を真・かたに名」、⑦「ひきく進之候・文字を草・ひきく名」として厚薄の差がつけてある。

② 「御宿所ト云ハ随分ノ伝聞也。」（「玉章秘伝抄上」）

③ 「若家司の人をしらずば。人々御中。或ハ居所。或何殿御屋形と書べし。」（宗五大艸紙）

「人々系」「宿所系」の脇付を用いる書札が、「直ニ名ヲ不書程ノ人」「直ニ名ヲ書タルガ恐アル間」に差し出す書札であり、「随分ノ伝聞也」というところから、「人々系」「宿所系」の脇付には、「付状」に近い意味が含まれると考えられる。江戸時代に成立した「貞丈雜記」巻九にも「状の脇に人々御中と書事は、先の亭主の召つかはるゝ人々の中へ此状を遣して披露をたのむ心なり」とみえ、これを裏付ける⁽¹⁸⁾。

このように、場所やそこに使える不特定多数の人に付けるといふ体裁の「人々系」「宿所系」の脇付は、個人名に付ける「付状」には及ばないながらも、「付状」に準ずる厚札を表す表現として用いられたのである。

では、続いて「人々系」「宿所系」それぞれの検討に移りたい。

「人々系」の脇付は、ほぼ一貫して厚札を表しており、

① 「人々御中。若ハ祇候ノ人ノ名。」（「消息耳底秘抄」）

② 「大納言。奉親王。誠恐謹言。人々御中。或恐惶謹言。或家司名。」（「弘安礼節」）

③ 「若家司の人をしらずば。人々御中。」（「宗五大艸紙」）

と、「付状」に代わる機能を担っていた。

対して「宿所系」の厚薄は大きく変化する。「宿所系」の脇付は、「消息耳底秘抄」に「直ニ名ヲ書タルガ恐アル間」に付ける脇付として、「宿所」がみられるのが最初であるが、その後の「書札礼付故実」「弘安礼節」といった公家の書札礼書では言及されていない。「宗五大艸紙」には、

大方御宿所ハ武家の宛所也。

の一文がみられ、主に武家用書札礼書のなかで用いられたことがわかる。

では、武家の書札礼のなかで「宿所系」の脇付がどのように使用されていたのか、時代を追って確認していこう。
鎌倉時代末期の成立の「玉章秘伝抄上巻」では、

御宿所ト云ハ随分ノ伝聞也。但可依テ位ニ置也。

とある。これが、室町時代初期成立の「書札作法抄」になると、

当世武家ノ書札ハ。年齢官途分限等ノ人ザマモ大略オナジ程ノ人ニハ。アヒタガヒニ御宿所ト書テ。名字ノモトニハ状ト書。是ハ古ヘ関東ヤクニハ。スベテ如此ハナカリシ事也。

と変化を伝えつつ、

人ヲモ以外ニウヤマヒテ。御宿所ト書コトモアリ。

となる。「書札作法抄」とほぼ同時期に成立したとみられる「三議一統大雙紙」には、

つねにも敬をハ御宿所と書へし。

とみえるので、この時期までは、同程の人がお互いに用いる礼、もしくは、敬うべき人に用いる礼の二通りの意味で「宿所系」が用いられたようである。

「宿所系」の礼の厚薄に変化が現れるのは、長禄〜文明年間（一四五七〜一四八五）成立の「細川家書札抄」からである。

一 御宿所進覧勝劣如何。

御宿所進覧同位に候。武家へは御宿所。公家門跡法体へは進覧同位に候。

と公家門跡を対象とする新しい脇付「進覧」が登場し、「御宿所進覧同位に候」となった。なお「細川家書札抄」の合綴部分では、「清花并公卿殿上両様之御衆」への書札礼として、

大略直札たるべし。皆々進覧候恐々謹言。

の一文がみられるので、「進覧系」は「直札」に属するものである。

もともと「宿所系」の脇付が「直ニ名ヲ書タルガ恐アル間」に使用され「付状」に近い意味が含まれていたことを考えれば、「直札」の脇付である「進覧」と「同位」とされたのは、大きな変化といえよう。

大永八年（一五二八）成立の「宗五大艸紙」においても、

進覧と書ハ賞翫なり。御宿所と書たる程の事也。

の一文がみえる。ただし後の項目において、

進覧之候ハ賞翫の義也。但御宿所よりハ劣也。

ともあるので、「宗五大艸紙」では、一応「御宿所」の方を厚札としている。しかし、この時期に両者の厚薄が混乱していたことは間違いなく、ほぼ同時期である永正・大永年間（一五〇四～一五二八）成立の「大館常興書札抄」では、

一 進覧候進献候などは。御宿所より上なり。

と、厚薄が逆転してしまう。「大館常興書札抄」の影響がみられる「伊勢加賀守貞満筆記」や、室町期最末期成立の「書簡故実」でも同様であり、これ以降、「進覧系」は「宿所系」よりも厚札となるのである。²⁰⁾

なお、「直札」の脇付にはすでに述べた「進覧系」以外にも、「進之系」が確認できる。「進覧系」は前述のとおり、「細川家書札抄」でみられるのが初出であるが、「進之系」の初出は「今川了俊書札礼」であり、²¹⁾「進覧系」よりも早い時期から使用されたようである。

脇付の最後として、「宿所系」「進覧系」の厚薄が逆転した「大館常興書札抄」以降に出現する、脇付に「参」という字を書き加えることで脇付を厚札化させる、という新しい規則についても触れておきたい。以下に用法について、わかりやすく説明している「伊勢加賀守貞満筆記」から引用する。

第一。付状。

第二。人々御中。参と一字書加ハ猶敬事也。

第三。進覧之候。

第四。御宿所。参字同前。

第五。進之候。

第六。打付書。

この「参」を含む脇付は、この後、広く浸透したようであり、室町時代最末期の「書簡故実」までの間の「證如上人方々へ被遣宛名留」「佐竹之書札之次第」「佐竹書札私」「里見家永正・元亀中書札留拔書」の中にも確認できる。この時期の「参」を含まない書札礼書のうち、「多々良問答」が純粹な書札礼書でなく故実書の要素が強いこと、「毛利元就自筆書札礼」の項目数が非常に少ないこと、「安富元盛武家書札礼写」が前時代の書札礼書の写しであること、「三内口決」が公家のものであること、「足利義氏等書札礼」の書札礼が主に下輩に宛てたものであり脇付があまり使用されていないこと、を考慮すると、「参」を含む「脇付」は、「大館常興書札抄」が成立した永正・大永年間（一五〇四～一五二八）以降の武家の間で、かなり広く一般的に用いられたと考えられる²³。この点は、現存の発給文書でも確認されるところであろう。この「参」の出現により、武家の敬意表現はさらに複雑な厚薄を表すことが可能となった。

すでに確認した「宿所系」「進覧系」の厚薄の逆転、及び、「参」の出現を踏まえると、永正・大永年間（一五〇四～一五二八）成立の「大館常興書札抄」の前後が、書札礼の一つの変わり目であることを、本章のまとめとして確認しておきたい。

本章の最後に、脇付ではないが、「付状」に準じる宛て所として用いられた「居所名／小路名」についても、少

し検討を加えておこう。

- ① 「居所ヲ書コトハ内者ニ取テ也。同輩ノ人ニモ所ノ名ヲ書コトモアリ。」（「消息耳底秘抄」）
 ② 「京都ノ小路ヲ人ノモトヘノ状ニ書事モ私文ノコト也。コレハ公家ノ消息ヨリ書出シタルコト也。」（「書札作法抄」）

とあることから察するに、「居所名／小路名」はもともと公家の「内者」「私文」に用いられる宛所であったようである。

「弘安礼節」「三議一統大雙紙」「宗五大艸紙」では「居所」は「人々御中」よりも薄礼であるが、²⁴「玉章秘伝抄上巻」では、

人々御中ト書ハ小路ノ名ヨリ勝タルト思リ僻事也。

とあり、多少の厚薄の変化がみられる。

また、「居所名／小路名」への言及は、「書札礼付故実」「今川了俊書札礼」「玉章秘伝抄下巻」「佐竹書札私」などにおいてもみられるが、「人々御中」との厚薄の差を文中からは明確にできない。「玉章秘伝抄上巻」における「居所／小路名」の厚薄とあわせて、今少し検討が必要である。

なお、「居所名／小路名」に関しては、今後「名字（家名）」との兼ね合いも考えていきたいところである。「居所名／小路名」に由来する「名字（家名）」も多く、宛所に書かれたものが「居所」なのか「名字（家名）」なのか判断が難しいところも、「居所／小路名」の厚薄をわかりにくくさせている一因といえそうである。この点からも「居所名／小路名」と「名字（家名）」については、合わせて検討をおこなう必要があると考えている。

第四章 中世武家書札礼にみられる新しい書札作成者層像

前章までに書札礼書にみられる書札礼の変化をいくつか確認したが、本章においては、その書札礼を用いたであろう書札作成者、特に、室町時代以降に増えた新しい書札作成者層について検討したい。

室町時代初期に著された「書札作法抄」〔今川了俊書札礼〕のなかには、非常に興味深い存在についての言及がある。両書の特徴として、書札礼の乱れに対する嘆きが書かれていることが挙げられるのだが、そのなかで初心者・イナカ人についての言及が、複数回に渡ってみられるのである。

まずは「書札作法抄」の例を紹介したい。

① 凡恐懼ニモ真行草アリ。恐々モ同前。搆テ此三ツヲ能々心得テ。不断用ベキ也。恐惶ト書バトテタゞ同物ニ心得。恐々ナレバトテヒトシク思フ人。常ニ是以外ノヒガ事也。(中略)イナカノ人ナドノイツモ同ヤウニ書事。尤不可然候。

② 田舎大名ナドノ常々京鎌倉ノ事ヲモ存知セザル人ハ。以外振舞ニモ書札ニモヒガ事出ル也。

③ 昔ヤウニ意地ヲモモチツケタル人。又初心ノ人。尤不審ヲナスコト也。

④ 初心ノ人ノ消息仮名ナドヲ堪能ノ人ノ草ニカケバトテ。臆テソノマネニ書レン事努々アルベカラズ。草ノ物ト申ハ所詮堪能ノ上ノワザ也。末学未練ノ人ハ思モヨラザルベシ。

⑤ 田舎人ナド云能マ、ニ諱ヲ犯ス事。返々浅増キコト也。人ニモマジラハヌ者ノ所為也。書札ニモ会合ノ時モ左右ナク諱ヲ犯事ハ不可有。(中略)タゞ相合タル時平懐ナル輩モ田舎人ノ中ニ多シ。ウタテシキコト也。

⑥ 人ニモマジラザル田舎人。毎度諸芸ヲ批判スルコト。アサマシキ事也。

⑦ 田舎ニハ仮字詞ヲ公事状ニ書事少々アリ。往来等ニアレバトテ。当時京都ガザマニ用キザル文字遣ヲ好書事。

ウタテシキコト也。フル在京人モ。或ハ人ニマジハラズ。或意地ソムキタル人ハ。イツモ違様ニ諸芸ヲコノミナス事也。

実に全二十八項目中、七項目において、書札礼に問題のある存在として、イナカ人(①②⑤⑥⑦)や初心者(③④)の姿が言及されている。

次に「今川了俊書札礼」の例を挙げる。

冬資大内入道、同大夫等。只恐々謹言と云。当所にハやかて今川殿と書て。迺てか共。とかめ候におよはず候き。(中略)当少式殿ハ恐惶謹言になされへく候。是又神妙までにて候。大内などハ今も我々にハ恐々謹言と書候て。詞も以之外無礼に書候へ共、是又沙汰之外二候。侍職に取ても。此人之事ハ。諸人被存候へ候。なれ共。とかむるに不及候。

こちらでは、「大内」が名指しで取り上げられ、「詞も以之外無礼」と書き残されている。ちなみに、今川了俊の主張する六波羅探題・九州探題への礼は「恐惶謹言」であり、大内が「恐々謹言」と書いてきたことが問題となつたようである。また「三議一統大雙紙」に「六波羅又鎮西の探題。同奥州の探題等。公家に注進は。常には可替。進上相模守殿恐々謹言。あて所は其家の執使を書へし」、「細川家書札抄」に「探題殿へは付状に候」とみえるため、「付状」でなかったこと、さらには「今川殿」と「打付書」であったことが、問題となった可能性もある。

このような書札礼に問題のある書札への対応については、鎌倉時代の公家は「受け取らない」という対応を行つていた。⁽²⁶⁾しかし、「今川了俊書札礼」からは、「以之外無礼」な書札であっても、「是又沙汰之外二候」なので「とかむるに不及候」という対応をおこなっていたことが確認できる。「書札作法抄」「今川了俊書札礼」の書き振りからは、かなりの数の「イナカ人」が存在したことが想定され、無礼な人が増えすぎたために「受け取らない」では対処できなくなり、このような対応の変化を生んだと考えられるのである。

以上のように、室町時代初期には、書札札に対する理解が決して高くない新しい書札作成者が多数出現した。それはそのまま、この時期に作成された書札が、正確な書札札に基づいて作成されていない可能性を示唆する。室町期以降の武家の書札を検討する際には、この点に注意する必要があるだろう。

「書簡故実」の序章が述べるように、²⁷⁾室町時代を通して書札札は大きく変化した。前章までにみてきたように、書札札の意味が変わってしまったもの、本質が分からなくなってしまったものも少なくない。なかには、書札札書の用語まで変わってしまった例もある。本章の最後に、里見・正木家における「仰書」の限定的な用法について取り上げたい。

「仰書」ももとは「多々良問答」に、

世二はおほせ書とて。人にかゝせ候事を申候。

とあるように、奉書を意味する。他にも、

① 「君ノ御前ニテ御硯ヲ給テ物書様。女ナレドモ仰書ナド争無ランヤ。」（「消息耳底秘抄」）

② 「仰書仕様ハ。御前にて常にはかわるなり。」（「三議一統大雙紙」）

などがみられる、一般的な書札札書の用語である。

これが、「里見家永正・元亀中書札留抜書」では、

① 一 御奉公衆大概同前 仰書也、

恐々謹言、

月日 大膳亮時茂立紙裏ニ正木

謹上 築田（晴助）中務太輔殿御宿所 此様ニ書也、

② 木戸殿へ仰書ニ参御宿所

中世武家書札札の変遷

③ 佐々木殿御宿所正木 仰書也、參御宿所共可然也

④ 參御宿所与仰書二可有之

となつてしまふ。こちらでは、「御宿所」ないし「參御宿所」の脇付をともなう書札を「仰書」と呼んでおり、「奉書」の意味からはまったく変わつてしまつてゐる。室町期以降の武家の書札札を問題にする際には、公家や前時代の書札札と比較して、常にこの程度の変化が起きている可能性を考慮する必要があると思われる。

おわりに

以上四章にわたり、中世武家書札札の変遷、及び書札作成者層層像について検討をおこなつてきたが、中世武家の書札作成現場の様子を少し明らかにできなかったのではないかと思う。

武家の書札札において「上所」の「謹々上」は使われなくなり、「書き止め文言」「上所」「脇付」のそれぞれが持つ敬意表現のバランスを変化させる、「片敬」という手法が行われた。この結果、差し出しと宛所に関する書札札の規定の枠は広がり、多様な敬意表現がもたらされた。また、「大館常興書札抄」以降になると、「脇付」に「參」という一文字を付けることよつて一段上の敬意を表す、という手法がとられ、さらに敬意表現の幅が広がつていつた。ここには、官位という明確かつ共通の基準を持ち得た公家に対して、従来の礼では表しきれない複雑な関係性を結んでいた武家の姿がみえる。武家の書札札の拠り所となつたのは、個々家々の関係性であるため、書札に込められた礼を正確に理解するには、家々のつながりを理解することが必要不可欠である。また一部の家々の間には書札札書の共有がみられるが、そこから、佐竹・里見両家の書札札書にみられる「伝奏書」の語のような、地域性にも似た特徴が生まれた可能性もある。

また、書札札に疎い新しい書札作成者層の登場が、書札札を取り巻く環境を変化させたことにも少し触れた。こ

のようないくつかの条件が重なって、中世武家の書札礼は、公家の書札礼とは大きく異なっていたと考えられる。発給文書を扱うにあたり、当該期の書札礼の理解することは大変重要である。どの程度実現可能かは難しいところであるものの、「御宿所」「進覧」の「脇付」のように、厚薄が逆転してしまっている例もあるため、それぞれの時代における書札礼をある程度復元することが、今後の課題であろうと考える。

註

- (1) 「弘安礼節」(『群書類従』雑部二七)に「書札礼之事」とみえる。「書札礼付故実」(『群書類従』)とともに鎌倉時代の成立である。
- (2) 今回の検討には加えていないが、「伊勢家用來書札礼書」(伊勢家用來諸礼口訣書の内、国立国会図書館)など、「書札礼書」の語もみられる。
- (3) 古文書の様式については、上島有氏「古文書の様式について」(『史學雜誌』九七卷一―一號、一九八八年)、二本謙一氏「武家文書と書札礼」(『本郷』二六号、二〇〇〇年)の研究、現存の発給文書を基に書札礼を検討したものについては、小林清治氏「伊達政宗の書札礼」(『古文書研究』四一・四二号、一九九五年)同氏「伊秀吉の書札礼」(『東北学院大学論集』二四号)、高橋充氏「戦国期葦名氏の書札礼」(『中世の社会と史料』羽下徳彦編、吉川弘文館)の研究、特定の書札礼書を掘り下げたものについては、百瀬今朝雄氏「弘安書札礼の研究」(二〇〇〇年、東京大学出版会)、和氣俊行氏「足利政氏書札礼」の歴史的性格をめぐって」(『中世下野の権力と社
- (4) 橘豊氏「書簡作法の研究」(一九七七、風間書房)、真下三郎氏「書簡用語の研究」(一九八五年、溪水社)、古小松茂美氏(『小松茂美著作集』旺文社)。
- (5) マルクス・リュッターマン氏「日本語修辭の挨拶用語に於ける「恐怖」―礼儀の一面をめぐる史的考察の試み」(『日本研究』二八号、二〇〇四年)、「日本中近世の書簡文化における「面」と「行」の意味―非言語的な記号群による「礼」を中心に」(『日本研究』三五号、二〇〇七年)。
- (6) 「室町幕府における武家の格式と書札礼」(『古文書研究』四九号)において、二本謙一氏は、「公家の書札礼

や弘安書札礼に關しては詳細な研究が進んでいるが、武家の書札礼に關する具体的な研究は遅れている」と指摘されている。

(7) 本稿末の別表①を参照のこと。また、各書札礼書の概要は以下のとおりである。

「貴嶺問答」―『群書類従』消息部二所収。識語によれば中山忠親著であり、「本朝書籍目錄考證」によれば、文治年間(一一八五―一一八九)の作である。大宝令十卷三十令に關連した事項で構成され、日常の諸問題について参照できる。純粹な書札礼書とはいえないが、本書中ほどにおいて平出闕字について述べられているほか、卷末近くの「消息ノ事不知子細候」以降に、書札礼への言及がある。本書は、書札礼關係の最も古いものである。内容の一部は、後の「消息耳底秘抄」「書札礼付故実」に引用されている。

「儒林拾要」―『統群書類従』雑部七十所収。本書中に「当建久元年(一一九〇)」の文字がみられ、鎌倉時代初期の成立。宣旨・院宣などの公的なものから、日記などの私的なものまで、内容は広範囲にわたる。本書中には、君、父、師に対する書札礼がみられるが、管見の限りにおいては、最古のものである。

「消息耳底秘抄」―『群書類従』消息部七所収。識語によれば、御室仁和寺の守覚法親王が三条実房と中山忠親に尋ね著したものである。成立時期をうかがわせるものとしては、「嘉禎三年(一二二七)林鐘廿日」の日付がある。礼紙・懸紙・料紙・封緘など、体裁に關する項目

を多く含む。また、人前で物を書くときの作法など、書札作成者の振舞についての言及も多い。「女ナレドモ仰書ナド争無ランヤ」「上臈ニ聊氣色ヲシテ可書ナリ」といった表現から、女房奉書が想定されていたのではないかと、橘氏は指摘される(『書簡作法の研究』一九七七年、風間書房)。中山忠親との関りから、「貴嶺問答」との共通点も多い。

「消息詞」―『日本教科書大系』往来編第二卷、古往来(二)に翻刻と解説が所収されている。大藏卿為長の著とされており、成立は寛元四年(一二四六)以前である。構成としては、「返事」「見参」などのテーマごとに項目が設けられ、關連する語・熟語・句を採集しており、類語辞典のようなものである。

「書札礼付故実」―『群書類従』消息部七所収。識語にみられる「貞和三年(一一三三七)十月廿五日」の日付はおそらく筆写の年月であり、小松茂美氏は仁治三年(一二四三)以後の鎌倉時代初期、橘豊氏は仁治三年(一二四二)〜宝治二年(一二四八)の成立と推定されている。本文中に「三条入道左大臣」「中山内大臣」の名がみられ、「消息耳底秘抄」との共通点も多い。冒頭三通と卷末一通の書札が書札礼書を挟みこむ構成であり、書札礼書の部分は、内容から大きく五つに分類できる。第一部は、大臣、大納言・参議などの各官職の人から、他の官職の相手へ出す書札礼。第二部は、宮廷の年中行事その他諸種の行事に際して書き送る書札礼。第三部は、私信を中心とした書札礼。第三部には、僧侶と女房に対する

書札が含まれる。僧侶への書札礼についての言及は本書が初出であり、この出現の理由について橘氏は「門跡等の格式を矜る寺院が増えてきたこと、それに、一般に僧侶は有識階級に属し、繚流独特の用語を弄したりして俗人から畏敬の眼で見られてゐた為」と指摘される（『書簡作法の研究』一九七七年、風間書房）。第四部には故実として、「貴嶺問答」の「消息事」の内容に、さらに追記を加えたものが記載されている。本書は、全体を通して、宛所・差し出しとも職事ごとに項目を立てる構成で、参照しやすい実用的な作りとなっている。真下氏は、群書類従本に多くの識語がみられることから、本書が広く普及したことを指摘される（『書簡用語の研究』一九八五年、溪水社）。

「玉章秘伝抄」―「玉章秘伝抄上巻」「玉章秘伝抄下巻」として、『続群書類従』雑部六十七に所収されているが、真下氏によれば、少なくとも四種の異なる書の合収である。書札礼への言及は上巻の前半・後半、下巻の前半にあり、下巻の後半は筆道書である。成立年代に関しては、真下氏によって、上巻の前半は鎌倉初期、後半は前半よりも少し遅れて成立したもので、下巻の前半は室町中期と比定されている（『書簡用語の研究』一九八五年、溪水社）。上巻には「文端アマス事、二条家ニハ四臥セ、近衛家ニハ五ツ臥也」「紙ノ表裏之事。二条殿ニハ日面。近衛殿ニハ板付也」「御書トハ上方御前。其外俗方ニハ関東ナラハ。日野殿谷宮殿御一族タチ官領等也」「或人云。公家之作法至極之所へ謹上カ、レタル例少ハ有之也」など、

公家に対する礼法をそのまま踏襲するか、それに追加して武家の礼法を定めている項目がみられ、武家の書札礼が成立した初期のものであると思われる。上巻には、「弘安五年（一二八二）極月廿一日書之」の識語がみえるほか、「弘法大師作麒麟抄云」とし、「麒麟抄」からの引用も多くみられる。下巻中ごろには「文安二年（一四四五）五月下旬於山城国京城書畢。弘安寺舜賢之御本ヲ写処也。義之一巻。上巻、卷末に「弘治三年（一五五七）三月二日書写畢」の識語がみえる。

「弘安礼節」―『群書類従』雑部二十七所収。弘安八年（一二八五）十二月二十二日亀山上皇の院において評定の結果、制定されたとされる。参加者は、一条前関白（家経）・花山院前右大臣入道（定経）・二条大納言入道資季などである（カッコ内人名は真下氏（『書簡用語の研究』一九八五年、溪水社）による）。書札礼之事、院中礼事、路頭礼事に分かれている。

「書札作法抄」―『群書類従』消息部八所収。識語などから直接成立年代を知ることができないものの、本文内容からおおよその推定が可能であり、建武・暦応（一三三四〜一三四二）に一応の制定をみた後、至徳三年（一三八六）に最終改定をみたと、橘氏は比定される（『書簡作法の研究』一九七七年、風間書房）。作者も明らかではないが、真下氏によれば、世尊寺流に従う名のある武家である（『書簡用語の研究』一九八五年、溪水社）。簡条書き二十八項目からなる本書は、書札礼の「理念」や、書札礼の現状に対する不満が率直に書かれている。

前代と当世、公家と武家の比較が随所にみられるほか、「児ノ状ノ事」「不吉ノ字書ヌコト也」「殊更月ナドノ異名。往来并文書等ノ奥書ニアレバトテ。マナビ書ベカラズ」など、他の書札礼書にはあまりみられない特徴的な項目が存在する。また、「片敬」の語は本書が初出である。巻末には、筆記用具の並べ方に関する図解があり、これは「消息耳底秘抄」と同じものである。

「今川了俊書札礼」―『統群書類従』武家部四十八所収。今川了俊の著である。了俊が九州探題なつた後の成立であるため、建徳元年（一二七〇）頃・応永二十七年（一四二〇）頃と思われる。「書札作法抄」と同じく、書札礼の乱れについての言及がみられるほか、「片敬」についても触れられている。構成は、簡条書き四十三項目からなり、なかには「屏風障子之事」「そらたき之事」など、書札礼以外の項目も含まれる。

「麒麟抄増補」―「麒麟抄」「麒麟抄増補」とともに『統群書類従』雑部六十三所収されている。書道書であり、純粹な書札礼ではない。「玉章秘伝抄上巻」には「弘法大師作麒麟抄」とみえるが、実際には、南北朝ごろまでの書法・書論について言及がある。墨の濃淡や文面上の字配りなどに関しては、書札礼書よりも詳しい記述がみられる。「統群書類従」には、系譜不明の「麒麟抄増補」も所収され、前半は正編と同じく筆道書であるが、後半に比較的详细な武家用書札礼が認められる。

「三議一統大雙紙」―『統群書類従』武家部二十七所収。真下氏によれば、室町時代初期頃の成立とみられる

（『書簡用語の研究』一九八五年、溪水社）。本書は武家に関するあらゆる礼法を定めたもので、十二門あるなかの第十一が筆法門とされ、書札礼に触れている。内容は多くないが、公家間の書札礼にも言及している。

「桃花蕊葉」―『群書類従』雑部二十六所収。一条兼良によつて、一条家の故実作法・伝来の記録・家領莊園などが記された書。文明十二年（一四八〇）の成立である。本書は純粹な書札礼書ではないが、「進禁裏仙洞書状并請状事」「私書札礼節事」の二項目において、書札礼への言及がある。前者には「当家口伝」と注がつき、禁裏・仙洞御所へ奉る書札、女房宛書札の書札が記載されている。後者では弘安礼節をもとにして、すでに時代に合致しない部分や、新しく必要になつた部分が追加・修正されている。当時の書札礼事情が弘安礼節だけで十分であったことは、文明十年（一四七八）成立の「二判問答」（『群書類従』雑部二十七）でも述べられており、書札礼の変化に対する、私的な対応方法がうかがえる例である。

「細川家書札抄」―『群書類従』消息部八所収。六十二項目を数える本書は三部からなる合綴である。第一部は「公儀江年始之御礼言上之時書札調様事」から「前近江守近江前司書事（中略）其子細条々在之」まで、第二部は「從細川殿諸家江書札被調様事」から「安富勘解左衛門尉元盛相伝之」まで、第三部は「腰文封する事」から最後までである。成立年や著者に関する明確な記述は存在しないが、真下氏によれば、第二部がもっとも早く長

禄初年（一四五七）に成立し、第一部がこれに続いて文明末年ごろ（一四八七）に成立、さらに著作年代不明の第三部が合冊されたとされる『書簡用語の研究』一九八五年、溪水社。第一部では、脇付、差し出し、特定の宛所への書札などについて、問答形式で述べられている。第二部では、細川讃岐守（成之）家から出す書札札が記載されている（『書簡用語の研究』一九八五年、溪水社。第三部では、書札の体裁や書札作成者の振舞に関する作法などが述べられており、全八項目中六項目が「宗五大艸紙」と共通している。第二部と第三部の間には「右此一條龍安寺代注進候。安富勘解由（由の字欠落カ）左衛門尉元盛相伝之」の識語がみえるが、大永八年（一五二八）成立の「宗五大艸紙」に「安富勘解由左衛門蟻川新右衛門などハ。御返報ハ御報より賞翫の由申つる」とあり、これは第一部「御返報。御報。貴報。尊報」項目の「御返報。御報意。互に申候。御返報勝候」を指していると考えられるため、大永八年（一五二八）当時にはすでに第一部・第二部が合綴し、ともに安富勘解由左衛門尉相伝として伝わっていたと考えられる。「喜連川書札札」―内題は「可認御書様」。喜連川文書に伝わる。『喜連川町史』所収の「某家書札様案」（『喜連川町史』第五卷、資料編五、喜連川文書上、五一号）も同じものである。ただし、この翻刻では八・九枚目に該当する部分「同広橋殿 同柳原殿」から「転法輪三条殿 花頂殿」までが抜け落ちている。本書は四部からなる合綴であり、第一部は、冒頭から「文明十七年（一四

八五)乙 菊月念四日撰畢」の識語までであり、「細川家書札抄」の第二部、「上杉家文書」に伝わる「安富元盛武家書札札写」とほぼ同内容である。第一部末には「右此一巻安富勘解由左衛門尉元盛為後生依仰調進之本也、以応々儀申出写置者也、更々不可有外見候者也 文明十七年（一四八五）乙 菊月念四日撰畢」の識語がみられる。第二部は細川勝元の八通の書札集。第三部は「連暑之時者、日之下ニ筆者之判也」の一項目のみである。第四部は「一執柄家」から巻末までであり「執柄家」「王孫宮」「清花衆」「公卿衆八人」「当將軍義晴公御代ニ御相伴ニ被參人数之事」「当將軍御代ニ御供衆罷成人数事」について、それぞれの名称や来歴が記されている。

『書大躰』―『続々群書類従』第十六所収。『続群書類従』所収の「上杉問答」も同じものである。内題には「問題条 廿五箇条」とある。本書には識語が二つあるが、これについて真下氏が再検討され、文明四、五年（一四七二、一四七三）ころに「東夷之人（関東の上杉の人）」が「釣雪老人（斎藤越前入道浄玄）」に尋ね答えたもの、と結論づけられている（カッコ内人名はともに真下氏による。『書簡用語の研究』一九八五年、溪水社）。

『足利政氏書札札』―『喜連川町史』第五卷、資料編五、喜連川文書上に所収されている。和氣俊行氏によれば、永正三十七年（二五〇六）一五一〇の成立である（『足利政氏書札札』の歴史的性格をめぐって、『中世下野の権力と社会』中世東国論3所収）。「足利政氏書札

礼」として、現在三つが伝わっている。うち二つの内容が同じであり、残りの一つも良く似た内容を持つ。

「家中竹馬記」——『群書類従』武家部十九所収。本書は故実書であり、純粹な書札礼書ではないが、五項目ほど書札礼に関する記述がみえる。識語によれば永正八年（一五一一）の成立、伊豆守利綱の著である。故実書であるためか、「当方—三職間」といった当家から書札礼に触れる一方で、「三管領之書札は相互に恐々謹言進覽候」など当家を含まない書札礼にも触れているのが、特徴的である。

「常照愚草」——『統群書類従』武家部三十六所収。伊勢貞陸、法名常照の著したものである。本書も純粹な書札礼書ではないが、簡条書き四十一項目中、諸家より進上する目録の故実などの記述を含めると、二十八項目ほどが書札に関わるものである。「三職の御間は何も進覽。又進し互此分」「山名一色互進し候。又進覽候」など、他家についての言及はありながら、当家から書札礼への言及はないのが特徴的である。

「大館常興書札抄」——『群書類従』消息部八に所収されている。宮内庁書陵部蔵の「書札認秘様伝抄 大館伊予入道常興記」写本一卷がほぼ同一内容であること、「大館常興書札抄」には「書札のあて所の書様の事」条、約一枚半（三面）二十七行相当分の欠脱が、橘氏によって指摘されている。（『書簡作法の研究』一九七七年、風間書房）成立年代については、橘氏は永正・大永年間（一五〇四—一五二八）、真下氏はさらに具体的に永正四年

（一五〇七）から十八年間を推定されている（『書簡用語の研究』一九八五年、溪水社）。おおよそ大系立てて編成された、八十八項目から成る大作であり、きわめて実用的な書札礼書である。

「宗五大呷紙」——『群書類従』武家部十四所収。識語によると大永八年（一五二八）の成立、伊勢貞頼入道宗五の著である。本書も故実書であり、純粹な書札礼ではない。本書中「書札之事」が書札礼関係である。既に述べた「細川家書札抄」第三部との共通点が認められる。

「書札之事」に「安富勘解由左衛門」の名前が、それ以外の部分にも「今川貞世（了俊）」「興州入道（大館常興）」の名前がみられ、両者の影響を受けていると思われる。

「伊勢加賀守貞満筆記」——『統群書類従』武家部三十五所収。識語によれば、天文二年（一五三三）七月の成立である。本書は三部構成であり、第一部は、冒頭から「右大概此分。但定法儀者無之歟。為船用也」までであり、今川貞世（了俊）、大館常興への言及がある。ここに含まれる「法量物之事」の項目は、他ではあまりみないものである。第二部は「細川家年寄衆（了俊）如此」（（了俊）は一文字の「了」を表す。以降も同じ）から「何も細川家年老衆（了俊）如此為分別。正文ニテ写之」まで、第三部は「従番方対諸家書札法様之事」から最後までである。

「多々良問答」——『統群書類従』雑部八十五所収。室町末期の成立。識語によれば、多々良（大内）義隆の問いを柳原資定が代筆し、それに対して三条西実隆が答えた

ものである。宮中関係の諸事について、由来、呼称、故実などを問答したものであり、本書も純粋な書札礼ではない。項目数は三百四十七項目と非常に多く、そのうち書札に関するものとしては六十三項目が数えられる。大内家の解釈の是非を求める形式も多くみられ、大内家が持つ知識の豊富さも同時にうかがえる。

「安富元盛武家書札礼写」―上杉家文書に伝わるものであり、翻刻が『新潟県史』資料編3に所収されている。多少の語の違いはあるものの、内容は「細川家書札抄」の第二部、「喜連川書札礼」の第一部とほぼ一致する。識語には「右一帳者、安富勘解由左衛門尉元盛之自筆之本以、密々一見仕候之間、所望仕書之 大永弐年（一五二二）七月日 長綱」とあり、さらに、長綱の判形のある「大館左金吾晴光本書写」と校合した旨が記され、「天文廿四年（一五五五）仲夏十六日 左衛門尉平藤頼」の識語がみられる。

「證如上人方々へ被遣宛名留」―『石山本願寺日記』下巻所収。表紙には「天文年中（一五三二）〜（一五五五）」の文字がみえる。百十項目にわたって、宛所別の書札礼が記載されている。

「毛利元就自筆書札礼」―『大日本古文书』家わけ、毛利家文書之二に所収されている。箇条書き六項目。毛利元就の自筆とすれば元龜二年（一五七一）以前の成立である。『大日本古文书』によれば、封の雛型が別紙で作られ、張り付けられていたようである。

「三内口決」―『群書類従』雑部二十七所収。識語には

「此一冊従三光院内府被書遣具房朝臣北島。者也。以中院入道也足軒自筆本謄写之」とあり、筆者は三光院内大臣実枝である。真下氏によれば、室町末期の永禄・元龜年間（一五五八〜一五七三）に著されたものである（『書簡用語の研究』一九八五年、溪水社）。宮中の諸事についての有職故実が記載されており、純粋な書札礼書ではないが、三十八項中八項目において、書札礼への言及がある。

「佐竹之書札之次第」「佐竹書札私」―秋田県公文書館蔵。翻刻は『日本史学取録』二十四巻に所収されている。解説によれば、前者は佐竹家の家臣前小屋家に、後者は陪臣館家に伝来されたものであり、その記載方法はそれぞれの立場に由来する形になっている。識語によれば、成立は、天正十四年（一五八六）、天正一六年（一五八八）である。「てんそうかき（伝奏書）」、「自かき（自書）」、「くたりかき（下り書）」など、独特の語がみられる。

「里見家永正・元龜中書札留抜書」―内閣文庫に写本が所蔵されており、『勝浦市史』資料編、中世に翻刻が所収されている。識語はなく、筆記者・所蔵などは不詳。内容は、里見家・正木家の書札と注意書、特に、永正から天正（一五〇四〜一五九二）にかけての抜書である。本書の構成については佐藤博信氏の解説が詳しい（『里見家永正元龜年中書札留抜書』『千葉大学人文研究』十七号）。第一部は、冒頭から「房州之先守義豊此分被注置也」までであり、里見義豊（十六世紀前半）期におけ

る、古河公方足利家・上杉家をはじめとした東国の諸將との書札礼である。第二部は、「近藤山城入道覚物語之分」から「上総之国主信政茂書様同前也」までであり、正木家の書札礼、特に大膳亮時茂期のものが中心である。第三部は「六郷左衛門殿自筆之本お従近山借用写之分」から巻末までであり、内容は五つに分かれ、①足利政氏書札礼、②「一 佐竹殿庶子」以下。里見・正木家の後北条氏に対する書札礼、③「一 高野山一心院へ自房州之書札」里見、正木家の高野山檀那一心院、万智院関係の書札礼、④裏書御免などについての規定など、⑤天正十三年（一五八五）十二月十三日の「御曹司様御元服之事」以下。里見義康（義頼の子）の鶴ヶ岡八幡宮での元服式とその後の岡本城での祝いの次第の記録が収められている。

「足利義氏等書札礼」―『喜連川町史』第五卷、資料編五、喜連川文書上に所収。後補表紙には「御書案」とあり、解説によれば、江戸時代初期の書写である（『喜連川町史』第五卷、資料編五、喜連川文書上、一五五号）。合綴がみられ、内容によって大きく四部に分けられる。第一部は足利義氏の書札礼に関するものである。間に天正四年（一五七六）の若君様（梅千代王丸）御誕生の次第が挟まれており、これを第二部とすると、両者は以下に分けられる。冒頭から「是も横紙ニ御袖之御判ナリ」までを第一部、次の「天正四年丙子九月廿三日辰刻、若君様御誕生」から「右、下司ハあるへからす候、殊御歴衆

受領不被下候」までが第二部、さらに続く「人々披官（被）ニ被下御感状ト云」（『喜連川町史』の解説によれば、この部分には「天正四年之御誕生之段前三可入」の付箋が付く）から「ばい臣への御書札なり（中略）殿もし口伝」までが再び第一部、「十月廿三日若君様御誕生初之御祝あり」から「廿一日之御祝者無之、以上」までが再び第二部、「父越前守以走廻之筋目忠信致逼塞之由」から「永仙院殿様十三回忌（中略）行方常陸介殿」までが三度第一部、となる。第一部には元龜・天正（一五七〇）（一五九二）の年号が認められ、第二部は天正四年（一五七六）の義氏の嫡子梅千代丸の誕生に関する記録である。第三部は「昔之御書之写」から「致用意可令還御之御共候（中略）近江入道殿」までであり、足利晴氏・政氏の書札礼が引用されている。第四部は、京都の公家である飛鳥井自庵下向の際の記録である。

「書簡故実」―『続群書類従』武家部四十九所収。序文には「天正年中（一五七三）（一五九二）、小笠原大膳大夫長明、切磋琢磨して書札法を改（中略）故長時貞慶家之秘本をかたとり、近く菊亭右府公草案をかにかへて、為後土録之窃蔵（後略）」とある。橘氏によれば、慶長三〇八年（一五九八）（一六〇三）成立、もしくは、本文中に天正の年号が多いため、序文を後人の補入と考えて、天正年間（一五七三）（一五九二）の成立と考えることも可能であるという（『書簡作法の研究』一九七七年、風間書房）。

「曾我兵庫頭八十五箇条品々不好事」―『統群書類従』武家部四十八所収。識語によれば、慶長十五年（一六一〇）の成立である。書札を中心に、制札、高札、目錄、進状、触状などについて「不好事」について箇条書きにしたものである。八十六箇条とあるが、実際は六十七項目である。「状二。一人果テ相ノ字事。」「状二。一人死テ今度事。」など、不吉に関する項目がみられる。

- (8) 「宗五大呷紙」(『群書類従』武家部十四)に「あて所次第の事。第一賞翫は家人の名字を書。是を付状と云」とある。「付状」の語は他にも、「細川家書札抄」(『群書類従』消息部八)「伊勢加賀守貞満筆記」(『新潟県史』資料編3)で確認できる。「披露書」は「喜連川書札礼」(『喜連川町史』第五卷、資料編五、喜連川文書上)「安富元盛武家書札礼写」(『新潟県史』資料編3八三三号)「里見家永正・元亀中書札留拔書」(『勝浦市史』資料編、中世)、「伝奏書」は「里見家永正・元亀中書札留拔書」(『勝浦市史』資料編、中世)「佐竹之書札之次第」(『佐竹書札私』(『日本史学収録』二十四卷)、「披露状」は「書簡故実」(『統群書類従』武家部四十九)でみられる。「書大躰」(『統々群書類従』第十六)に「依主君之命所書出之状。総号奉書乎」とある。

- (10) 「弘安礼節」(『群書類従』雑部二十七)によれば、大臣から大外記大夫史へは「奉書」、藏人頭・四位殿上人・五位殿上人から大臣へは宛て先が「家司名」の「付状」であり、距離があるほど間接的であることが分かる。

- (11) 『改訂増補故実叢書 貞丈雑記』貞丈雑記九。

- (12) 元和の年号を識語にもつ「和簡礼経第一」(『改定史籍集覽』第二七冊、新加雜類、臨川書店)には、「一 謹々上ハ進上ニハ劣レリ謹上ニハ勝レリ」の一文が確認できるものの、「謹々上」を使用した例などは記載されておらず、実際にはあまり使用されていなかったと考えられる。

- (13) 「片敬」については、元和の年号を識語にもつ「和簡礼経第一」(『改定史籍集覽』第二七冊、新加雜類、臨川書店)にも

一 恐惶謹言ニ 人々御中

恐々謹言ニ 御宿所

右共以位相当也然処ニ

恐惶謹言ニ 御宿所

恐々謹言ニ 人々御中

踏違テ位相違也是ヲ片敬ト申候畢竟此

兩条等輩ヨリ賞翫之儀候

一 進上ト書テ人々御中

謹上ト書テ 御宿所 是モ相当之処ニ

進上ニ御宿所 謹上ニ人々御中

是又踏違テ片敬也

のように「踏違テ片敬」と説明されている。

- (14) 「書大躰」(『統々群書類従』第十六)の「一 内封事」に「封者書札之名也。以内儀書状号内封、本式之書札者、用札紙不書緘封、内之消息者、不用札紙而封之、是故称内封乎」とみえ、「本式之書札」に対して「内儀書」の札とされている。

- (15) 公家の書札礼においては、「弘安礼節」(『群書類従』雑部二十七)に「大臣、大納言、中納言、参議散二位三位、藏人頭(後略)」とみられるように、官位に基づいて基本的な書札礼が規定されている。
- (16) 「宗五大帅紙」(『群書類従』武家部十四)などには「そばつけ」とも書かれている。
- (17) 「大館常興書札抄」(『群書類従』消息部八)
一 書札のあて所の書様の事。
進之候とも何共不書して。名字官計何がし殿と書をば打付書といふなり。是は一の下手なり。
- (18) 『改訂増補故実叢書 貞丈雜記』貞丈雜記九。
(19) 公家への脇付については、「当時ハ少しかはり候か」としながら「公家門跡などへ。御宿所と書事いはれなきか」(『宗五大帅紙』『群書類従』武家部十四)と伝えられているものもある。
- (20) 文禄・寛永の年号を識語にもつ「和簡礼経第十」(『改定史籍集覧』第二七冊、新加雜類、臨川書店)においても、「進覧」は「御宿所」より厚礼である。「進覧も御宿所同程の用ト云説アリ非一様品多之」としながらも「御宿所」に関しては「大方等輩へ書之」との割注をつけ、「一人々御中、二進覧、三進献、四御宿所、五進之」としている。
- (21) 「今川了俊書札礼」(『統群書類従』武家部四十八)には、「謹上共。進上共かき候へて。或ハ進之候。又小路の名など。当所に書候て」とみえる。
- (22) 「細川家書札抄」(『群書類従』消息部八)の第二部、
- (23) 「喜連川書札礼」(『喜連川町史』第五卷、資料編五、喜連川文書上)と同内容のため、その頃の書札礼を表したものだと考えられる。
- (24) 元和の年号を識語にもつ「和簡礼経第一」(『改定史籍集覧』第二七冊、新加雜類、臨川書店)にも、「一 参ト云字之事。何レノ位之内ニテモ書加レハ其位之内ニテ亦賞翫之心アリ」とある。
- (25) 「六波羅の頭人、九州探題にハ。恐惶の御札不可有子細候」とみえる。
- (26) 『玉葉』寿永二年(一一八三)十二月二十三日条に「今日、頭中将通資送札於大将之許、催可参臨時祭之由、其上所謹上云々、須書進上、仍返札於使了」とみえる。
- (27) 「書簡故実」(『統群書類従』武家部四十九)に「今川氏頼。小笠原長秀。伊勢平氏満忠に仰て。礼楽射御之規式もたゞし。以旧本再三令明。非を削。是を取て公卿大夫之書札の定りハあれとも。代々に替り。年々に変して。則当世古法不足用。天正年中。小笠原大膳大夫長明。切磋琢磨して書札法を改。我家に秘といへとも。そも當時にくらへんとすれば。十にして其半も用かたし」とみえる。
- (28) 「弘安礼節」(『群書類従』雑部二十七)では、大臣から親王へは「居所」、大納言から親王へは「人々御中」となっている。「三議一統大雙紙」(『統群書類従』武家部二十七)、「宗五大帅紙」(『群書類従』武家部十四)については別表④を参照のこと。

(22) 「細川家書札抄」(『群書類従』消息部八)の第二部、

室町時代

僧家	武家	公家	武家	武家	武家	武家	武家	武家	武家	武家	武家	武家
名留 證如上人方々へ被遣宛	安富元盛武家書札礼写	多々良問答	伊勢加賀守貞満筆記	宗五大帥紙	大館常興書札抄	常照愚草	家中竹馬記	足利政氏書札礼二	足利政氏書札礼一	書大鉢	喜連川書札礼	細川家書札抄
天文年間(一五三二-一五五五)	大永二年(一五二二) 天文二四年(一五五五)に 大館晴光本と校合	室町末期 天文二〇年(一五五二)以前	天文二年(一五三三)	大永八年(一五二八)	永正・大永年間(一五〇四-一五二八)	永正一八年(一五二二)以前	永正八年(一五一二)	永正三〇七年(一五〇六-一五一〇)	永正三〇七年(一五〇六-一五一〇)	文明年間(一四六九-一四八七)	年代不明	長禄初年(一四五七)
	安富元盛 大館晴光		伊勢貞満	伊勢貞頼	大館常興		伊豆守利綱			釣雪老人		
											安富元盛	安富元盛
				今川了俊 大館常興	安富元盛 蟬川新右衛門							
證如上人		大内家			大館家			古河公方家	古河公方家			細川謙岐守家
	喜連川書札礼第一部と共通点		細川家年寄衆Y(より)如此 従番方対諸家書札法様之事							執柄家などのの名称や来歴 故実書	細川勝元の書札集	宗五大帥紙と共通点あり 細川家書札抄と共通点あり

